

岩手県告示第857号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ファミリー薬局	久慈市長内町第24地割100番地3	平成26年9月30日
大通り中央薬局	奥州市江刺区大通り5番8号	〃
スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割151番地	平成26年10月31日
岡田歯科医院	紫波郡紫波町高水寺字田中24番地8	平成26年11月10日